

○ 西いぶり広域連合特別職報酬審議会条例

平成 12 年 3 月 28 日
条 例 第 17 号

(設置目的)

第1条 広域連合長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、西いぶり広域連合特別職報酬審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 広域連合長は、西いぶり広域連合特別職の職員で非常勤の者の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例（平成12年条例第18号）第2条に規定する特別職の職員の議員報酬及び報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬及び報酬の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員7人をもって組織し、その委員は本広域連合区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度広域連合長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。